

決議・意見書

議会では六月定例会で次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

キャンパス座間への米陸軍新司令部並びに陸上自衛隊中央即応集団司令部の移転に反対する決議

本市議会は、在日米軍再編に関するキャンパス座間への米陸軍新司令部並びに陸上自衛隊中央即応集団司令部の設置について、これ以上の基地の強化・恒久化は、市総合計画において基地の整理・縮小・返還を市是としていること及び昭和四十六年陸上自衛隊（現第四施設群）の一部共同使用時に国と締結した「覚書」に反する行為であることから、到底受け入れられないものとして、一昨年来、反対であるという意思を重ねて表明してきた。

中間報告まで国は、基地のこれ以上の強化・恒久化は反対であるとする地元の意思及び覚書を尊重し、六万二千人に及び反対署名を重く受け止め日米協議にあたりと表明し、中間報告の直前まで再編に関連する自治体名などいまだ決定されていないといた。

さらに、中間報告前に必ず関係自治体へ誠意をもって説明し理解を求めるとしながらも、その約束を果たさずいきなり中間報告が出され、その基本的内容は、今後変更はなしとする国の姿勢に憤りと不信を抱き、反対の意思をさらに強くしたものである。

中間報告後、本市は最終報告に向けて地元の意向を尊重し、誠意をもって説明、協議をなすことを求めてきたが、中間報告で示された再編内容は見直されることなく、基地恒久化の解消策も示されない中、最終報告が行われたのは、極めて遺憾であり、本市議会が一貫して表明してきた基地強化、恒久化阻止の立場からして、今回の最終報告は到底容認できない。

よって本市議会は、米軍再編最終報告を受け、改めて米陸軍新司令部並びに陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンパス座間への移転に反対することを表明するものである。

地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書

地方六団体は、本年五月十日開催の経済財政諮問会議で、民間議員から地方交付税の総額を一方的に抑制する旨の提案があったことを受け、直ちに地方交付税制度の本質論を無視したもので看過できないとの見解を表明した。その中で、「地方の歳出は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、国庫補助負担金に合せて支出するものなど、その七割は国が関与する経費で占められている。

また、今後、地方歳出は、社会保障費などの増も予想されるが、こうした事情を全く考慮せず、何ら根拠を示さず、移転支出である地方交付税の総額を今後五年間現在の水準以下に抑制することとされている。

これは地方交付税制度の本質論を無視したものであり容認しがたい。そして、「これまで地方が懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な歳出削減に努力してきた経緯を無視した国の赤字の地方へのつけ回しは断じて受け入れられない」としている。

本市への地方交付税配分額は、平成十七年度約十九億四千七百円の実績に対して、平成十八年度予算見込みでは約九億五千万円と四八・八％削減され、厳しい財政運営を強いられている。

よって本市議会は、政府に対して左記事項の実現を強く求めるものである。一 地方公共団体が行財政運営に責任を負うため、地方交付税制度の財源保

障、財源調整という二つの機能を堅持し、その充実を図ること。二 平成十九年度の地方交付税及び一般財源の所要税額を確実に確保すること。

三 「地方交付税」を「地方共有税」に名称変更し、財源不足を解消するため、「地方共有税」の法定率の引き上げを行い、地方への税源移譲を確実にすること。

介護保険の国庫負担割合を三〇％以上にしよう強く求める意見書

介護保険制度は、二千年にスタートし、六年目を迎え、この四月に制度の見直しが行われた。

しかし、制度の基本理念である「介護の社会化」「選択性のあるサービス」という点から見れば、なお多くの問題が残されていると言わざるを得ない。特に、介護保険事業を賄う財源は、保険者である地方自治体と被保険者である市民に重くのしかかり、大変厳しいものがある。

これまでに本市は、第一号被保険者の保険料を二度にわたり二〇・三％の引き上げを行うなどの取り組みをしてきている。

制度発足時、国は公費負担五〇％分の二五％を負担するとしていた。しかし、実際は、本市の例を見れば二〇〇五年度実績では、調整交付金〇・四二％を含む国庫支出金総額は二〇・四二％、二〇〇六年度予算見込みにおける国庫支出金総額は二〇・三％で、それが歳入予算に占める割合は一七・一％にとまっているのである。

介護保険料が高い最大の理由は、介護保険の導入時に公的介護の費用に占める国庫負担の割合を五〇％から二五％へと縮小したことであり、これを計画的に元に戻すことが必要である。当面は、介護保険の給付費に占める国庫負担の割合を全国市長会などが求めてきたように、国庫負担金を二五％、調整交付金を含む国庫補助金を五％と国庫支出金の合計を三〇％以上にするにとである。

よって本市議会は、介護保険事業財源の公費負担の国庫負担割合を三〇％以上にしよう強く求めるものである。

貸金業制度の「グレーゾーン金利」撤廃を求める意見書

消費者金融など貸金業のほとんどが、現在、罰則がないからと、利息制限法を超える「グレーゾーン金利」で貸し付けをしており社会問題となっている。

「グレーゾーン金利（灰色金利）」とは、刑事罰の対象となる出資法の上限金利（年二九・二％）と、罰則のない利息制限法の上限金利（借入金額により一〇・二〇％）の間の部分のことであり、利息制限法を上回る金利は本来無効であるが、消費者金融や大銀行は、借り手の自由な意思による返済なら認めるといふ貸金業規制法の特例を悪用し、利息制限法を上回る高額の利子を取り立ててきた。

国民生活センターが今年三月に発表した調査では、複数の貸金業者から借金している多重債務者の九割が、「グレーゾーン金利」の意味を知らずに返済に追われていた実態が判明し、多重債務者二百万人、自己破産約二十万件、経済・生活苦での自殺者約八千人という状況に大きな影響を与えていることは否めない事実である。

一方、消費者金融が公的資金を受けた大銀行などの金融グループから低金利で資金調達しており、貸せば貸すほどもうかるため過剰融資に走り暴利を得ていることは問題があると言わざるを得ない。

よって本市議会は、政府に対し貸金業制度の「グレーゾーン金利」撤廃を強く求めるものである。多量債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書

クレジットや消費者金融を利用し、返済困難に陥っているいわゆる多重債務者は、少なく見積もっても百五十万人から二百万人、自己破産者は年間二十万人を超え、経済・生活苦による自殺者も年間八百八十人を突破しました。大半の多重債務者は、債権者の厳しい取り立てを恐れて返済のための借金を繰り返す自転車操業に陥っており、それが原因と思われる自殺、家出、犯罪なども発生しています。国民の十人に一人が消費者金融を利用し、国民一人当たり二枚のクレジットカードを所有している我が国において、誰もが多重債務に陥る可能性があります。

こうしたままに「多重債務社会」の一方で、大手消費者金融（サラ金）は現在も高収益をあげ、その役員は「長者番付」上位の常連となっています。その背景には、低金利による資金調達とともに、利息の上限違反に刑罰を科す貸付法と、民事上の無効だが刑事罰の対象とならないグレーゾーンがあり、グレーゾーンの利率で貸し付けるといふ実態があります。

この問題については、いわゆるヤミ金対策法の附則（二〇〇三年改正貸付法附則第十二条）で二〇〇七年一月を目途に、消費者金融の金利規制を見直すこととされており、また、グレーゾーン金利を事実上否定した今年一月の最高裁判決もあり、これから国会等での議論が本格化することが予想されます。

つきましては、多重債務の未然防止と消費者保護を図るため、政府に対して次の事項を実現するよう強く要望します。

一 少なくとも出資法第五条の上限金利を利息制限法第一条の制限金利まで引き下げ、民事・刑事の規制を統一し、消費者金融の貸出金利の引き下げを図ること。

二 貸金業の規制等に関する法律第四十三条「みなし弁済」規定を廃止すること。

三 多重債務者に対する相談体制を強化するとともに、クレジット・サラ金被害の未然防止のため、消費者教育の充実を図ること。

四 年金転貸融資利用の多重債務者にも、住宅を手放すことなく生活再建する道を開くよう、年金転貸融資利用の貸付債権者に民事再生法第九十六条条第一項第四号の住宅資金特別条項を適用すること。

「仕事と生活の調和推進基本法」の制定を求める意見書

我が国は、ついに人口減少社会に入りました。厚生労働省の人口動態統計によると、昨年十一月までの一年間に出生数が死亡数を概数で八千三百四十人下回り、人口が年間で初めて自然減となったのです。

今後、約三十年間は十五・六十四歳の生産年齢人口が減少し続けることになり、そのうち女性の高齢化が顕著になっていくことは確実です。少子社会への対応を考えた時、今後の働き方として、男性も女性も共に、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じるこがなくなり働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってきます。

つまり、働き方や暮らし方を見直し、「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからのわが国にとって重要課題です。

ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても、両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくありません。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書（平成十六年六月）は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としています。ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るのではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）を制定すべ

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病態であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病態は、これまで原因が特定されない場合が多く、「急性病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦痛もはかり知れなかつた。

近年、この病態に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有効性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつある。長年苦しんできた患者にとつてこのことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病態の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦痛を強いられている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、左記の措置を講じられるよう強く要望する。

一 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。

二 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

三 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

基地対策予算の増額を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民活動はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、キャンパス座間を抱える本市など基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設設置の運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。しかし、本市など基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって国におかれては、本市などの基地関係市町村の実情に配慮して左記事項を実現されるよう強く要望する。

一 基地交付金及び調整交付金については、平成十九年度において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

二 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成十九年度予算において増額措置を講ずること。